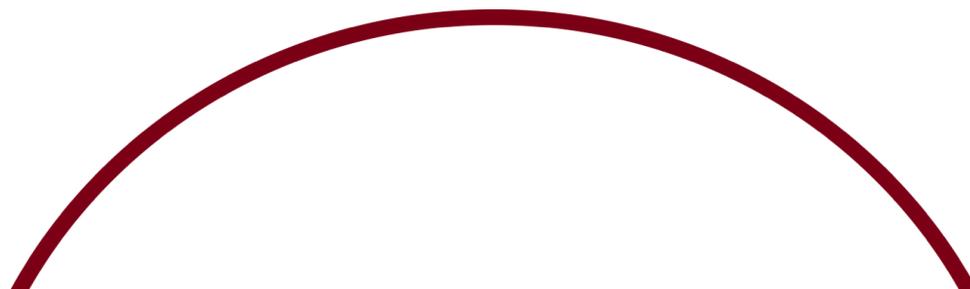


ご意見に対する現状について

令和4年3月22日

内閣官房国土強靱化推進室



第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■基本計画等の体系について</p> <p>・基本計画と年次計画は体系的であるが、3か年緊急対策と5か年加速化対策はテンポラリーになっている。これらのような対策を整理の上、基本計画に盛り込み、中長期的・継続的に対策を進めていく計画体系にすることが重要である。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本法に基づき「基本計画」(閣議決定)及び「地域計画」を策定し、基本計画に基づき「年次計画」を策定(推進本部決定)しているところ。「3か年緊急対策」及び「5か年加速化対策」は、基本計画の趣旨を踏まえ、都度、閣議決定しているところ。</p>
<p>■アンブレラ機能について</p> <p>・アンブレラ計画の機能を評価・チェックするなど実効性を持たせ、すべての分野でやるべきことがあることを今一度、強力に発信することが大切。</p> <p>・住民、地元企業等が強靱化の目標に向けて活動を推進するための計画にするにはどうアプローチすべきかと考えると、アンブレラ計画に実効性を持たせ主語を住民に置き換える考えもある。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画及び年次計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第4章 計画の推進と不断の見直し】</p> <p>1 国の他の計画等の必要な見直し</p> <p>様々な分野の計画等の推進が我が国の強靱性に影響を及ぼし得るという事実に鑑み、国の他の計画等における基本的方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、国土強靱化が総合的かつ計画的に進められることになる。このため、本計画を基本として、<u>国の他の計画等について毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うことにより、政府一丸となって国土強靱化を推進する。</u></p> <p>【年次計画2021 第1章 2021年度(令和3年度)の国土強靱化の取組について】</p> <p>4 国土強靱化基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し</p> <p>関係府省庁は、・・・国の他の計画等の改定等の時期において、自ら精査し、国土強靱化に資する見直しを行い、様々な分野の計画等の下で施策等が推進されることを通じて、国土強靱化を総合的かつ計画的に進めることとする。</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■今後の国土の強靱化のあり方について</p> <p>・強くてしなやかな国の姿とはどういうものか、<u>目指す姿をはっきり打ち出すことが重視されるべき。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本法に基づき、基本計画において下記のとおり「4つの基本目標」等としているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られること ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興
<p>・様々な災害の教訓を踏まえ、<u>事前復興の発想で30年、50年の大計でどんな国、地域を目指すのか、自治体単位ではなく、県の調整能力、国の役割を考慮の上、長期的・広域的に考える必要がある。</u></p> <p>・クロスセクションの視点でフローチャートが形成されており、長期、超長期の国土の理想像・将来像があり、複数の時間軸で国土強靱化の目的を実現するプロセスの一環が不十分。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】</p> <p>2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針</p> <p>(1) 国土強靱化の取組姿勢</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
<p>・3か年緊急対策により治水安全が進められ、国土強靱化の大きな効果を感じている。<u>高速道路のミッシングリンク解消、治水対策、土砂災害対策等、まだまだ課題は多い。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、5か年加速化対策において中長期目標を定め国土強靱化対策を推進しているところ。</p>
<p>・リニア新幹線など将来的に生活拠点の体系が変わる局面になるので、超長期的に考えたときに強靱化はどう考えるべきかの視点も必要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】</p> <p>4 特に配慮すべき事項</p> <p>(1) 総合的・長期的な視点による国土及び経済社会システムの構築</p> <p>…効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促す効果的な方策について検討を行う。</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■地域計画等について (全国的な視点でのチェック)</p> <p>・<u>地域計画について、大規模災害によるサプライチェーンの問題など全国的な視点でのチェックが必要。また、地方だけでは解決できない都市計画と災害危険地域が整合していない問題もある。国が対策や方向性を考え、それを市町村レベルに落とし込んでいくことが必要。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第4章 計画の推進と不断の見直し 4 地域計画の策定・推進】</p> <p>(1)地域計画策定の必要性</p> <p>国土強靱化を実効あるものとするためには、<u>国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。</u></p> <p>また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要な責務である。</p> <p>このため、地方公共団体が地方の他の計画等の指針となる地域計画の策定を進めているが、今後、都道府県による積極的な支援の下、市町村における策定がされ、他の計画等の見直し・推進等も通じて、強靱な国づくりを総合的に推進する必要がある。</p> <p>【地域計画策定ガイドライン 基本編】</p> <p>II 3 (3)計画の対象区域と取組</p> <p>○・・・以下のようなケースでは、当該地方公共団体の区域外も視野に入れて地域計画を策定することがあり得ると考えられます。</p> <p>ケース4 策定主体の区域外で発生する災害(津波、火山噴火災害等)に起因する広域的な交通・物流ネットワークの途絶や食料・エネルギーの途絶などによる、策定主体の区域内における産業活動や住民生活への影響の低減に向けた対策を行う</p> <p>○このようなケースにおいては、関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域計画を策定する必要があります。</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>(地域に即したリスク分析)</p> <p>・より実効性のある地域計画に改定していくため、<u>ポストコロナを踏まえつつ、各地の地名など固有名詞が入った形でリスク分析をアプローチし、地域のボトルネックを把握することが必要</u>。そのツールを展開し、次の基本計画変更に合わせて、地域計画の見直しを加速させることが大事。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、地域計画策定ガイドラインにおいて下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【地域計画策定ガイドライン 策定・改訂編】</p> <p>I 2 (3)STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定</p> <p>○・・・想定したリスク(自然災害)及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオを設定します。</p> <p>○リスクシナリオについて、適切な説明を加えることで具体性が増し、STEP3 以後の検討や、住民等の理解の促進に有用と考えられます。</p> <p>I 2 (5) STEP4 リスクへの対応方策の検討</p> <p>○・・・地域計画の実効性を向上し、地域の強靱化を計画的に推進する観点から、いつまでにどこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、できるだけ地域を特定した個別の事業を記載するとともに、<u>国や他の地方公共団体等の関係者と十分連携しつつ、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載することや、個別の事業の実施内容(箇所、期間、総事業費等)についても合わせて記載することが重要です。</u></p>
<p>(好事例の共有と専門家の知見活用)</p> <p>・地域計画のばらつきについて、住民の行動につながられるようなよい取組は共有し、<u>有効性をわかりやすく示すことが重要</u>。また、<u>地域において、知見を有する方、強靱化に資する活動をしている方々を地域計画作成のときから参加できる仕組みが必要ではないか。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画及び地域計画策定ガイドラインにおいて下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画第1章国土強靱化の基本的考え方】</p> <p>2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針</p> <p>(4) 地域の特性に応じた施策の推進</p> <p>⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。</p> <p>【地域計画策定ガイドライン策定・改訂編】</p> <p>I 1 (4) 住民の参加と専門家による知見の活用</p> <p>○住民の参加は、<u>幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります</u>。また、<u>国土強靱化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて住民の参加を得て検討を進めることが望まれます。</u></p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>(地域の取組)</p> <p>・小さな町村になるほど一人の職員が多くの仕事を抱えているので、<u>広域的な視点からの国、都道府県のサポートを体制強化するなど、よりよい計画づくりに向けて支援していくことが必要。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画及び地域計画策定ガイドラインにおいて下記のとおり記載しているところ。なお、地域計画の策定にあたり国において相談窓口を設置している。</p> <p>【基本計画 第4章 計画の推進と不断の見直し】 4 地域計画の策定・推進 (2)国における支援等 <u>地域計画の策定に当たっては、地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要がある。このため、国は地方公共団体が地域計画の策定が円滑に図られるよう、ガイドラインの充実等による地域計画の策定・推進に向けた支援を行うこととする。</u></p> <p>【地域計画策定ガイドライン 策定・改訂編】 Ⅲ 市町村での策定の推進 1. 都道府県から市町村への支援 地域の強靱化を実効あるものとするため、都道府県には、市町村において地域計画が早期に策定されるよう積極的に支援することが望まれます。</p>
<p>・地域計画について、他の地域と連携するとどうなるのか、地域同士のつながりから優先すべきことがな いかの整理が必要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、ガイドラインにおいて下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【地域計画策定ガイドライン 基本編】 Ⅱ 3 (2)策定主体 ○地域の状況等を踏まえ、複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村で一つの地域計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、策定することができます(合同策定)。</p> <p>【地域計画策定ガイドライン 基本編】 Ⅱ 1 (4)都道府県等の地域計画との調和について ○基本法第六条の趣旨も踏まえ、都道府県と市町村が十分に対話・相談を重ね、各々の役割分担を踏まえ十分な連携を図り、関係する地域計画相互の調和が確保されることが望まれます。</p>
<p>・自治体の場合は知事のリーダーシップがあるよう なところだと進む。そういう意味では、国(直轄)が中 心となって調整を進めることと、自治体は首長の直 轄事項とすることが必要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 4 特に配慮すべき事項 (3)地方公共団体等における体制の構築 国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化…を図る。</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■脆弱性評価について</p> <p>(強靱化施策による軽減効果とKPI)</p> <p>・大規模災害が起きた時にどれだけの被害であるか、脆弱であるかが実感として伝わらないので、<u>強靱化対策をすることでどれだけの被害が軽減できるのか</u>といった点を念頭に脆弱性評価を進めるべき。なお、土木学会の公表資料をオーソライズすることも可能性としてありえる。</p> <p>・KPIについて、継続性の観点からその結果の原因を分析し、次へのアクションとして施策を<u>ブラッシュアップ</u>していくことが必要。</p>	<p>現状</p> <p>ご指摘の点については、現状、基本計画において、PDCAサイクルの徹底をすることになっており、年次計画において、重要業績指標(KPI)の進捗管理を行っているところ。しかしながら、現状、脆弱性評価において、強靱化対策による定量的な軽減効果まで示せていないところ。</p>
<p>(事前に備えるべき目標関連)</p> <p>・8つの事前に備えるべき目標の「直接死を最大限防ぐ」について、近年の災害教訓では関連死が多く発生している。従来の防災の枠組みを超えた関連死を防ぐことも盛り込むべき。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画等において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画「第2章脆弱性評価」(3)目標と起きてはならない最悪の事態】 8つの「事前に備えるべき目標」 「2救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」</p> <p>【脆弱性評価の結果 目標2解説文】 目標1(直接死を最大限防ぐ)の状況乗り越えた生存者に関し、負傷者に対して迅速に適切な救助・救急・医療措置を行うこと(それがなされない場合の対応を含む)により命を守り、健康を回復させるとともに、負傷を逃れた被災者・避難生活者がその後の物資等の不足や不十分な避難生活環境のために肉体的、精神的又は社会的に健康を害すること、命を失うことに対する最大限の回避を目指す。・・・</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■リスクコミュニケーション・災害弱者について</p> <p>・リスクコミュニケーションの視点はすべての分野が関係することに留意してほしい。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 4 特に配慮すべき事項 (4) リスクコミュニケーションと人材等の育成 国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、<u>国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、地域社会、行政機関、企業、団体等におけるリーダーや多様な学術的背景を備えた防災分野の専門家、研究者等の育成・確保等が重要であるため、この育成・確保等及び災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点にも留意しつつ、国民運動として推進する。</u></p>
<p>・将来を見越した人口動態変化を考慮すると、特に80歳以上人口が急増し、災害弱者が増える。シニアの中でも若い層はコミュニティーの主力になるので、そこを分析して組織化し、教育・訓練する必要がある。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (4) 地域の特性に応じた施策の推進 ⑮ <u>人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。</u> ⑯ <u>女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。</u></p>
<p>・デジタル化の面でも高齢者は災害弱者になるので、デジタルにおけるコミュニケーションの仕方の教育が必要。ソフト面について、具体的な推進方針を明確にするとともに評価指標の明確化も必要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 4 特に配慮すべき事項 (4) リスクコミュニケーションと人材等の育成 国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、<u>国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、地域社会、行政機関、企業、団体等におけるリーダーや多様な学術的背景を備えた防災分野の専門家、研究者等の育成・確保等が重要であるため、この育成・確保等及び災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点にも留意しつつ、国民運動として推進する。</u></p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■複合的な自然災害対応等について</p> <p>・地震後の洪水など複合災害への取組について自治体が連携して対応することが重要。「流域治水」に限らず、「流域防災」との考えを打ち出し、<u>複合災害への対応を含めて国土強靱化の地域連携を強化する必要がある。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第2章 脆弱性評価 (3) 目標と起きてはならない最悪の事態】 8つの「事前に備えるべき目標」 「7制御不能な複合災害・二次災害を発生させない」</p> <p>【脆弱性評価の結果 目標7解説文】 <u>大規模自然災害による施設等(構造物、建物、生産設備等)の被災により、当該施設等の本来機能を失うのみならず、施設等の被災自体が新たなハザードとなって、第三者に最初の自然災害とは別の災害をもたらすこと(複合)、及び、大規模自然災害により、各種ハザードに対する通常的安全性が損なわれている環境下において、最初の自然災害とは別のハザードが発生し、通常なら被害拡大を防止できたはずのものが防止できず被害が拡大していくこと(二次)を、最大限回避することを目指す。</u></p>
<p>・<u>居住域と噴火口が近い火山想定では、居住地の移転に関する対策が今後必要。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第2章 脆弱性評価 (3) 目標と起きてはならない最悪の事態】 1-5「大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生」 7-4「ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生」</p>
<p>・他の国の災害がどのように日本に影響があるのか。日本としてどう対応するのかを検討していくことが必要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しており、津波のように海外の災害を起因として生じる日本への自然災害への対応については、カバーできているところ。</p> <p>【基本計画 第2章 脆弱性評価 (3) 目標と起きてはならない最悪の事態】 1-3「広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生」</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■環境・エネルギーについて</p> <p>・温暖化緩和策が災害に結びつくようなことはあってはならない。<u>カーボンニュートラルを目指した再生可能エネルギーの設置にあたっては、防災面・環境面を十分に配慮することを記載すべき。</u></p> <p>・<u>自然環境とのつながりや調和ができる形で進めていくことが重要。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (4) 地域の特性に応じた施策の推進 ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。</p>
<p>・カーボンニュートラルに向けて、気候条件に左右される再エネは、電力需給の不均衡が生じやすいので、<u>電源構成変化に伴うエネルギーセキュリティに与える影響なども考慮する視点が必要。調整電源（蓄電池や天然ガスコージェネ等）の積極的な導入が必要。</u></p> <p>・デジタル、IT技術の革新により、次世代電力マネジメントシステムの構築が進展していく中では、<u>分散型電源と大規模電源が協調し、柔軟かつ強靱な電力ネットワークを形成させていく視点が重要。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針】 (4) エネルギー ○ コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する・・・</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■情報技術について</p> <p>・社会情勢変化として情報技術の発展がある。データを活用した新たな施策が可能となる考えから、官民一体のデータ整備・連携や、データをタイムリーに更新・活用できる仕組みづくり、情報連携基盤の整備といった施策の反映が重要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 4 特に配慮すべき事項 (2)官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備 ・・・民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(具体的な被害予測等を含む広報・普及啓発、協議会の開催等)により、・・・</p> <p>(5)国土強靱化のイノベーション ・・・官民学連携を進めるほか、政府等の所有する情報のオープンデータ化を進める。</p> <p>【基本計画 第3章 国土強靱化の推進方針】 (C)官民連携 ○ 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。</p>
<p>■ポストコロナについて</p> <p>・ポストコロナの問題で、<u>事前復興する際には、防災、環境にやさしい街づくりを考える必要がある。また、次に別の大きな感染症がきたときに備え、コロナの教訓を医療も含めどう活かすか、直接死及び関連死を防げるような対応について整理し考えておくことが大切。</u></p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第2章 脆弱性評価 (3) 目標と起きてはならない最悪の事態 8つの「事前に備えるべき目標」】 「2救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」 2-5医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>

第62回懇談会で頂いたご意見に対する現状について

ご意見	現状
<p>■SDGsについて</p> <p>・SDGsの観点から、人権平等やいわゆるD&I、ダイバーシティ、インクルーシブの観点を取り入れることも必要。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画等において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (4)地域の特性に応じた施策の推進 ⑩ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。</p> <p>【基本計画「第2章脆弱性評価」(3)目標と起きてはならない最悪の事態 8つの「事前に備えるべき目標」】 「2救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」</p> <p>【脆弱性評価の結果 目標2解説文】 ・・・「被災者・避難生活者」には、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、LGBT(性的少数者)等をはじめ、様々な被災者、避難生活者がいることに配慮する。</p>
<p>・SDGsに定めている社会課題は国土強靱化との接点も多々あり、このようなことを強く認識すべき時期にきている。また、国土強靱化の取組に若い人も含めて様々な国民を巻き込んでいくタイミングであると思っている。このような昨今の社会状況を踏まえて計画変更を検討できたらと思う。</p>	<p>ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。</p> <p>【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】 4 特に配慮すべき事項 (4)リスクコミュニケーションと人材等の育成 国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、・・・国民運動として推進する。</p>